

檜葉町 訪問型サービス(独自)サービスコード表

黄色→変更または新設
灰色→廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A2	1111 訪問型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A2	2111 訪問型独自サービス 11日割		日割の場合 ÷30.4日	39単位	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス 12		1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス 12日割			日割の場合 ÷30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス 13		1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス 13日割			日割の場合 ÷30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位	287			
A2	2511 訪問型独自サービス 22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621 訪問型独自サービス 23		(二)所要時間が45分以上である場合	220単位	220			
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合(20分未満)	163単位	163			
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	虐待の発生又はその再発防止するための措置が講じられていない場合	イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき	
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12			(2)1週に2回程度の場合		23単位 減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12日割		日割の場合 ÷30.4日		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位 減算	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 21		ロ 標準的な内容の訪問型サービスである場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位 減算	-3	1回につき	
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算		-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 23			(二)所要時間が45分以上である場合	2単位 減算	-2		
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合(20分未満)	2単位 減算	-2		
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画が未策定の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき	
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算 11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算 12			(2)1週に2回程度の場合		23単位 減算	-23	1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算 12日割		日割の場合 ÷30.4日		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算 13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位 減算	-37	1月につき	
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算 13日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算 21		イ 1回当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位 減算	-3	1回につき	
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算 22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算		-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算 23			(二)所要時間が45分以上である場合	2単位 減算	-2		
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算 短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合(20分未満)	2単位 減算	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%	減算	1月につき		
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%	減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%	減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%	加算	1月につき		
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%	加算	1日につき		
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%	加算	1回につき		
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%	加算	1月につき		
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%	加算	1日につき		
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%	加算	1回につき		
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%	加算	1月につき		
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%	加算	1日につき		
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%	加算	1回につき		
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位 加算	200			
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位 加算	100	1月につき		
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位 加算	200			
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50単位 加算	50	1回につき		
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき		
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000加算				
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算				
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000加算				
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算				
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算				

【参考】※上記変更については、令和8年6月1日から運用する。

檜葉町 通所型サービス(独自)サービスコード表

黄色→変更または新設
灰色→廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798 1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス 11日割		日割の場合 ÷30.4日	59単位	59 1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス 12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621 1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス 12日割		日割の場合 ÷30.4日	119単位	119 1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位	436 1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス 22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位	447 1回につき	
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	虐待の発生又はその再発防止するための措置が講じられていない場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位 減算	-18 1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1 1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位 減算	-36 1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1 1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 21		事業対象者・要支援1	4単位 減算	-4 1回につき	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 22		事業対象者・要支援2	4単位 減算	-4 1回につき	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画が未策定の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位 減算	-18 1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算 11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1 1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算 12		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位 減算	-36 1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算 12日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1 1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算 21		事業対象者・要支援1	4単位 減算	-4 1回につき	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算 22		事業対象者・要支援2	4単位 減算	-4 1回につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	-376 1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算 2			要支援2	752単位 減算	-752 1回につき
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算 3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位 減算	-94 1回につき
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47 片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位 加算	50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位 加算	200 1月につき	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150単位 加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)	160単位 加算	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位 加算	480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位 加算	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位 加算	176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72単位 加算	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	144単位 加算	144
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24単位 加算	24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2	48単位 加算	48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	※3月に1回まで 100単位 加算	100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)	※6月に1回まで 20単位 加算	20 1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)	※6月に1回まで 5単位 加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40 1月につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算 I 11	ク 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(I) イ	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき
A6	6183 通所型独自サービス処遇改善加算 I 21			(2)介護職員等処遇改善加算(I) ロ	所定単位数の 120/1000加算	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算 II 11			(3)介護職員等処遇改善加算(II) イ	所定単位数の 109/1000 加算	
A6	6184 通所型独自サービス処遇改善加算 II 21			(4)介護職員等処遇改善加算(II) ロ	所定単位数の 118/1000加算	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算 III 1			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 99/1000 加算	
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算 IV 1			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185 通所型独自サービス処遇改善加算 I 12			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(I) イ	所定単位数の 117/1000加算
A6	6186 通所型独自サービス処遇改善加算 I 22		(2)介護職員等処遇改善加算(I) ロ		所定単位数の 127/1000加算	
A6	6187 通所型独自サービス処遇改善加算 II 12		(3)介護職員等処遇改善加算(II) イ		所定単位数の 115/1000加算	
A6	6188 通所型独自サービス処遇改善加算 II 22		(4)介護職員等処遇改善加算(II) ロ		所定単位数の 125/1000加算	
A6	6189 通所型独自サービス処遇改善加算 III 2		(3)介護職員等処遇改善加算(III)		所定単位数の 105/1000加算	
A6	6190 通所型独自サービス処遇改善加算 IV 2		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位数の 89/1000加算	

【参考】※上記変更については、令和8年6月1日から運用する。

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援1	59単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス 21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス 22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 9001	通所型独自サービス 11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス 11日割・人欠		事業対象者・要支援1	59単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス 12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス 12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス 21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス 22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

【参考】※上記変更については、令和8年6月1日から運用する。

檜葉町 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

黄色→変更または新設
灰色→廃止

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
AF 2111	介護予防ケアマネジメント費	イ 介護予防ケアマネジメント費		442単位	442	1月につき
AF 2112			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	438	
AF 2113			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算 業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	434	
AF 2114			業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	438	
AF 4001	介護予防ケア初回加算	ロ 新規に介護予防サービス計画を作成する 利用者に介護予防支援を行った場合		300単位 加算	300	
AF 6131	介護予防委託連携加算	ハ 指定居宅介護支援事業所に利用者の情報を 提供した場合		300単位 加算	300	
AF 6207	介護職員等処遇改善加算1	ニ 介護職員処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21に 相応する単位数を算出し、ありうる単位数の組み 合わせを記載。4つの中からいずれかを選択。		9単位	9	
AF 6208	介護職員等処遇改善加算2			15単位	15	
AF 6209	介護職員等処遇改善加算3			16単位	16	
AF 6210	介護職員等処遇改善加算4			22単位	22	
AF 8300	介護予防ケア令和3年9月30日までの上乗せ分					1

【参考】※上記変更については、令和8年6月1日から運用する。